

を取りまとめた「京都議定書目標達成計画」を策定し、二酸化炭素など温室効果ガスごとの排出削減や、森林吸収源、京都メカニズム、国民運動（チーム・マイナス6%）の展開など各種対策・施策を推進しているところですが、議定書の約束期間の2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の開始が2008年4月に迫る中で、2006年（平成18年）の温室効果ガス排出量（速報値）は、基準年（1990年）に比べ6.4%と増加していることから、同計画の強力な推進を図る必要があります。

2 廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」も改正公布され、平成13年5月には、新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が、また、平成15年3月には、循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

さらに、平成12年5月には、エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため、「グリーン購入法」を制定するとともに、同年6月には、「再生資源の利用の促進に関する法律」が従来の廃棄物のリサイクル（再生利用）を中心とした施策に、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を加えた施策を推進するため改正され、名称も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。

個別製品を対象にした法律については、「容器包装リサイクル法」が対象品目を10品目に拡大して平成12年4月から完全施行されるとともに、平成13年4月に「家電リサイクル法」が、平成13年5月に「食品リサイクル法」が、平成14年5月に「建設リサイクル法」が、平成17年1月に「自動車リサイクル法」が施行されるなど、循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

なお、廃棄物処理法については、平成17年5月に、大規模不法投棄等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、産業廃棄物管理票制度の強化等の措置を講ずる一部改正法が公布されたほか、平成18年2月には、アスベスト廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進するため、無害化処理認定制度を新設することを内容とする一部改正法が成立しています。

3 化学物質等の環境リスク対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準を設定するとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排出水についての排出基準が定められました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R法））が平成12年3月から施行され、このP R T R制度により、対象事業者による化学物質の排出量、移動量の届出が平成14年度から開始され、毎年度行われています。

P C Bについては、平成13年6月に、「P C B特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。